

指定管理者選定・評価委員会について

1 委員会の位置づけについて

指定管理者の候補者の選定等について意見を述べて頂く機関です。(要綱第2条)

【参考】

(委員会の目的)

第2条 委員会では、次の事項について、参考となる意見を市が収集する。

- (1) 指定管理者の募集要項に関する事。 (公開)
- (2) 指定管理者の選定基準に関する事。 (原則公開・非公開も可)
- (3) 指定管理者の候補者の選定に関する事。 (非公開)
- (4) 管理運営業務等に係る評価基準に関する事。 (公開)
- (5) 管理運営業務等に係る評価に関する事。 (非公開)
- (6) その他ことも未来局長が委嘱する事項 (公開・非公開も可)

2 委員は、参考となる意見を述べるため、次の事項について意見聴取を行う。

- (1) 指定管理者の候補者からの提案内容に関する事。 (非公開)
- (2) 指定管理者からの管理運営業務等の実施状況に関する事。 (公開)

2 会議の公開と議事録の公表について

候補者の選定や管理運営業務等に係る評価に関することを除き、公開することと
なっております。(要綱第6条項第1号から第3号)

公開された会議は、傍聴することができます。(同条第3項)

議事録については、発言者は特定せず、記載内容は要旨とし、公表いたします。
(同条第6項)

3 守秘義務について

委員の皆様には、守秘義務が課せられます。(要綱第7条)

委員の皆様には別添「確認書」への署名をお願いいたします。

【参考】

(守秘義務)

第7条 委員会を非公開で行う場合は、委員及びその他委員会に出席した者は、委員会
において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後もまた同様とする。

4 応募団体との利害関係の確認について

公平・公正な指定管理者の選定を行うため、実際の審査(9月上旬を予定)前に、
指定管理者の公募への応募団体との利害関係について申告をお願いする予定です。
応募団体が確定しましたら、別途お渡しする所定の書類により、申告をお願いいた
します。